

(様式第3号)

令和4年1月27日

議員視察報告書

赤穂市議会

議長 山田 昌弘 様

議員氏名

政翔会

家入 時治

井田 佐登司

赤諒会

中谷 行夫

下記の通り、行政視察に参加しましたので報告します。

記

1. 実施日 令和4年1月20日(木) 10:00~11:30 (1日間)

2. 調査市及び調査項目(詳細については別紙のとおり)

(1) 兵庫県川西市 市長応接室

公立病院の在り方、指定管理者について

ア、公設・民営(指定管理者制度)に至った経緯

イ、指定管理移行による市職員(医療従事者等)の扱いについて

ウ、現在の医療体制及び病院事業経営の責任者はどなたか

エ、現在の経営状況、職員の処遇(人件費等)について

オ、公設・民営(指定管理者制度)に対する市民の反応はどうか

以上

政 務 活 動 報 告 書

視察地：兵庫県川西市 令和4年1月20日（木）10：00～11：30

視察目的

赤穂市民病院の経営は、令和2年度で16年連続赤字となり、令和2年度に病院の在り方検討委員会が設置されたが、コロナ禍の状況でもあり現状の経営形態とすることになった。

しかしながら、資金不足が10%を超えて11.2%となったことで、起債に国の許可が必要となり、市長が今後の経営において資金不足の解消が困難と判断し、令和3年度に改めて市民病院経営検討委員会が設置された。

経営形態の見直しには、指定管理者制度の導入も検討することになっており、川西市が実施している指定管理者制度導入を学ぶことにした。

1. 公立病院の在り方、指定管理者について

(1) 公設・民営（指定管理者制度）に至った経緯

市立川西病院は、平成21年3月に「市立川西病院事業経営改革プラン」を策定し、改革に取り組んだが、年々収支の損失幅が大きくなり、平成26年度決算において、経営健全化基準の20%以上の25.8%となり、経営健全化団体となった。

市議会の承認を得て、平成27年度から30年度を計画期間とする経営健全化計画を平成28年3月に策定した。

国は平成27年度に病院事業を設置する地方公共団体に対して、都道府県が策定する地域医療構想を踏まえた、新公立病院改革プランを策定し病院機能の見直しや病院事業経営の改革に総合的に取り組むよう要請してきた。

折しも、川西市では経営健全化が喫緊の課題であり、老朽化した施設の更新も不可避となっていた。併せて、民間の医療法人「協和会」が経営する協立病院も老朽化しており、指定管理者制度の導入の検討を行った。

(2) 指定管理移行による市職員（医療従事者等）の扱いについて

職員一人一人に丁寧な説明を行い、指定管理者の病院に移行する職員、市役所の事務職となる職員、退職する職員と別れたが、意外と指定管理者に移行する医療職も多かった。

(3) 現在の医療体制及び病院事業経営の責任者はどなたか

病院内部の責任は指定管理者の責任、最終的な事業の責任は市長となっている。細かな契約内容を専門家も交えて協議した。

(4) 現在の経営状況、職員の処遇（人件費等）について

令和3年度の市立川西病院の決算見込みは、経常利益が約13億5千万円である。これは、令和2年の2月からコロナ病床40床を設置したため、国の補助金収入が約20億円

となっている。

職員については、指定管理者へ移行する者には、給与の差額補填を4年間行う。

退職者には退職金を支払う。

平成31年3月末での退職者は、医師6名、看護師46名、医療技術員10名、助産師と准看護師は退職者なし。

市事務職に、看護師38名、助産師6名、医療技術員10名が配置換え。

指定管理者の協和会へは、医師21名、看護師94名、助産師6名、准看護師3名、医療技術員18名が移行した。

(5) 公設・民営（指定管理者制度）に対する市民の反応はどうか

市の北部に市立川西病院があったものを市の南部（中心市街地）に移転する計画であるため、北部の住民の多くから反対の意見があった。市長は、その住民に対して3時間×3回説明の説明を行った。また、他の医療機関とも連携し、市全域の医療体系の形成にも努め推進中である。

パブリックコメントにも、意見を分析し丁寧な回答をした。

2. 説明者

川西市長 越田 謙治郎

川西市病院改革推進担当 理事 作田 哲也

3. 所感

(家入)

コロナ禍の折ではあったが、越田市長が時間を割いて1.5時間対応していただいたことに感謝する。また、貴重な資料をいただき参考になる。

公立病院の経営が厳しいのはどこも同じであるが、赤穂市より早く資金不足、健全化団体となっていたため、前市長、市議会の判断で経営形態の変更を検討し、市立川西病院事業新経営改革プランが策定（平成29年3月）されていた。

幸い、市立川西病院と民間の協和会が経営する協立病院が老朽化しており、医師の派遣元も大阪大学、兵庫医科大学が主であり、公募であるが協和会を指定管理者として導入された。

市民の反対の声も大きかったが、市民の命を守る観点で丁寧に説明を行った点も重要であった。救急車が市外の病院へ搬入するのではなく、一秒でも早く病院へ送り届けられるようにという思いで推進された。

医療関係職員の扱いは、退職、市の事務職へ配置換え、指定管理者へ移行を選択することになったが、意外にも移行を選択してくれた職員が多かった。移行者へは給与の補填を4年間することで、市の負担が分散されている。

市役所近くに、令和4年9月開院予定で川西総合医療センターの建設が進んでいた。

指定管理者の契約内容が重要なので、専門家にも契約の協議に入ってもらっていた。

赤穂市においても、市民病院と同等の民間病院があり、これから人口減少による患者の減少が想定される中で、病院経営のノウハウが充実した民間病院を指定管理者として導入

するのが最善策と考えるが、市民病院経営検討委員会は、現体制の維持で経営改善をすることを結論として議会・市長に報告している。

(井田)

質問事項の5項目を丁寧に回答していただき、誠にありがとうございました。

時間にして1時間30分でしたが、大変有意義な時間をいただきました。

川西市民病院が指定管理制度に至るまでの経緯をお聞きして、赤穂市民病院がどのような方向性で進んでいくべきか、私自身結論が出せていない状況です。

赤穂市民病院の医療の質を落とさないようにするにはどうすべきか、赤穂市民が求める市民病院にしていくにはどうすべきか検討しているところです。

しかし、今言える事は、赤穂市民のことを第一に考え、行動していくことであると考えます。そして、赤穂市民病院で働く医療従事者、事務職員の方々の立場も考え、それぞれが納得する、最善の方法を考えていきます。

そのために今後も、様々な方の意見をお聞きし、赤穂市民病院がより良くなるような結論を出そうと考えています。

(中谷)

市立川西病院は、平成31年4月に医療法人協和会に指定管理移行され、市立川西病院と協立病院が統合し、新たな高度急性期・急性期病院として令和4年9月に川西市立総合医療センターが開設される。

市立川西病院と医療法人協和会は、阪大同系列の医局、病院施設の老朽化が同時期で、地域医療に対する思いが合致し、タイミングが良く市民の理解を得ながら統合に至っている。

人口15万人余りの川西市と赤穂市の財政規模が違うのに、10億円の赤字で危機感を持ち、病院運営の検討がなされており、赤穂市の検討開始の出遅れに違和感があり、職員が病院運営に危機感を共有する必要性を改めて感じた。

川西市は経営形態の変更に、市長を筆頭に理事級の病院改革推進担当を配置し、医療水準確保による医師の確保、病院の移転場所の反対者、職員の身分の確保等々、たくさんの課題をよりベターな選択で事業を進められていた。

また、赤穂市でも多くの市民の皆様は、赤穂市民病院が急性期病院であるため、入院と同時に退院先、予定日を強いられているのが現状のため、地域包括ケアシステムを構築し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制が必要であると感じた。

人口減少が続く中での赤穂市の財政状況、赤穂市民病院の役割と経営健全化、市民への医療サービスの低下を招くことがないバランスを考慮し、多方面からの調査研究が必要であると考えます。

以上